

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

新潟市

### 2 構造改革特別区域の名称

新潟市 I T人材ステップアップ特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

新潟市の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

新潟市は日本海に面した新潟県の県庁所在地で、日本を代表する大河・信濃川と阿賀野川の最河口部に位置する人口 80 万を擁する本州日本海側最大の都市である。また、上越新幹線、関越・北陸・磐越自動車道などの陸上高速交通体系、国際線 8 路線、国内線 9 路線（定期・季節便合わせて）が就航する新潟空港は都心部からのアクセスもよく、特定重要港湾である新潟港（西港：主に内国貿易と旅客/東港：主に外国貿易）と合わせ、国内外とのネットワークを活かした交流拠点として発展を続けている。一方で近隣市町村との合併により農業産出額、水田面積ともに日本一の農業都市としての一面も持っており、都市と田園の魅力を併せ持つ「田園型政令指定都市」の早期移行を目指している。さらに市内中心部においては、I T 関連企業が新潟駅周辺に集積し、ビジネスマッチングや産業情報交流の場としての性格を持っており、近年は I T ベンチャーの起業風土が醸成されるなど、活力ある都市型産業が形成されている。

本市の情報化については、昭和 60 年に郵政省（現総務省）による「テレトピア構想」の第一次指定を受けて以来、行政サービスの高度化や地域社会及び経済活動の活性化、さらに、簡素で効率的な行政を実現していくために、「地域の情報化」と「行政の情報化」という 2 つの側面から取り組みを進めてきたほか、情報系ベンチャー企業の育成を目的としたインキュベーション施設「にいがた e 起業館」の運営や、これらの企業の中心市街地への進出支援などにより企業集積を進めているが、今後、こうした取り組みがさらに進展していく中で、I T 人材のニーズがますます高まるものと思われる。さらに、本市の産業特性である「農業」「国際経済」といった分野への I T 技術を活用していく上で、例えば、農作物管理システムやトレーサビリティシステムの導入による市場と連動した生産・流通体制、消費者が安心できる食の提供の実現、あるいは国内初の国際創業特区と中国・ロシア・韓国など日本海対岸諸国との長年の交流を活かした企業誘致活動の成果として海外からの I T 企業の進出——など、I T 人材の活躍の場も多数期待されることである。

幸い、新潟県には三大都市圏及び地方中枢拠点都市圏と比肩する水準の専修学校生徒数が在籍（平成 16 年学校基本調査調べで全国 11 位）しており、そのうちの 7 割の生徒が本市に集まっている。これは本市には専修学校での実務能力習得のニーズが多く、

またそれを受容する実学志向の教育機関も十分集積している状況を意味しており、恵まれた交通インフラと環日本海地域での拠点性、さらには農業、田園の持つ生産性、ホスピタリティを活かした「田園型都市」を基盤とした産業戦略のために、さらなるIT人材の育成が求められている。

また、高等学校においても同様にIT人材の育成が求められている。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

### (1) 基本的な情報処理能力をベースに就職によりさらなる能力向上につなげる

全国的に見ても、専修学校生の卒業生を多数輩出する本市においては、卒業生の就職は重要な問題である。本市の地元IT企業の場合、実践的な技能習得を目的とする専修学校生が当該資格を取得していない場合、十分な学習がなされていないものとみなすことか多いことから、本特例が措置されることにより、専修学校生がゆとりをもって技能習得に臨むことで資格取得者を増加させ、結果として、地元IT企業側にも基本的な情報処理能力を有する人材をより多く供給し、さらに就職した生徒が担当する業務の遂行を通じて能力を向上する——といった流れをつくることが期待される。

### (2) 各学校のカリキュラムや指導内容の工夫を促進

市内の情報処理関係の学校においては、生徒一人ひとりの能力・個性を大切にすカリキュラムを設定して授業を行っており、社会のニーズに即した人材育成を図っている。今回、「基本情報技術者試験」の午前試験科目の免除を受けるためには、受験生が経済産業大臣による基本情報技術者試験に合格した者と同等の知識を習得させる科目を修了したことができると確認されることが必要であり、その結果、各学校のカリキュラムや指導内容等がより工夫されることにより、合格率、合格者数双方の向上に向けて、市内における情報処理教育の一層の充実が図られることが期待される。

### (3) IT人材の裾野拡大

基本情報技術者は、情報処理に関する国家資格のうち、最も基本となる資格として位置付けられている。これらの国家資格を取得するためには、コンピュータの基礎知識のほか、著作権などの法律問題まで広い範囲の知識が必要となり、IT人材の卵である学生やIT関連産業に身を置く社会人がこれらを体系的に学習することが求められているが、当該特例措置を活用することで、受験者の一時的な負担が軽減されることから、受験機会の増加とともに、資格取得を志望する生徒の増加が予想され、本県に於けるIT人材の裾野の拡大にも寄与するものと期待される。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

今回申請する「新潟市IT人材ステップアップ特区」は、若手IT人材の育成を図るためのものであることから、具体的な数値目標（基本情報技術者試験の合格率の向上・合格者の拡大）を掲げ、これを実践することにより、質と量を伴う若年IT人材の輩出を図るものである。

### (1) 合格率の向上

今回の特例措置となる午前試験の免除により、受験者の負担が軽減され、午後に行

われる実務的な分野の試験に集中することができることから、合格率、合格者数双方の向上の成果目標として、『基本情報技術者試験においては、専修学校・各種学校及び、高等学校の全国平均の合格率の1.5倍以上とする』に設定する。

## (2) 優秀な若手IT人材の輩出

このことにより、市内はもちろんのこと、高度IT技術者の卵である優秀な学生達が、県内他市または県外から、本市の当該特定事業を実施する情報関係の学校に志望することが見込まれ、その結果、市外出身と市内出身の学生が互いに切磋琢磨をすることなどにより、本県から多数の優秀な若年IT人材の輩出が可能となる。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

今回申請する「新潟市IT人材ステップアップ特区」を実施することにより、以下のような経済的社会的効果が見込まれる。

### (1) 情報リテラシーの向上

新潟市では、市民の誰もが手軽に情報通信技術を活用し、ネットワークを日常的に利用する生活環境の中では、行政が「誰もが情報通信技術を活用する社会」へと円滑に移行できるよう適切な施策を行うこと、そして、「誰もが情報通信技術を活用すること」を目指す必要があるとして、新潟市情報通信技術活用推進計画の中で、①行政サービスの利便性及び迅速性の向上②行政サービスの高度化及び効率化の向上③行政情報提供の充実と市民ニーズへの的確な対応④地域産業の活性化⑤情報通信技術活用のための基盤整備……の5点を課題としてあげている。

今回、当該特例措置を実施することで、より多くの若手IT人材が育成・輩出されることにより、情報リテラシー（情報通信技術を使いこなす能力）の向上にも寄与するとともに、今後さらに実用化していく行政情報の提供にかかる、さまざまなシステム及びネットワークの構築等にあたっては、これら人材の活躍が期待される。

### (2) IT関連産業の集積促進などによる地域産業の活性化

新潟市では情報系ベンチャー企業の支援策として、インキュベーション施設の開設・運営や立地促進の際にインセンティブを付与しているほか、近年は雇用吸収力の高いコールセンターの誘致などにも力を入れている。一方で、国際空港・港湾、新幹線・高速道路といった多彩な交通インフラを駆使した国際中枢拠点として、国際創業特区の地として海外からの企業誘致にも取り組んでいる。

今回、当該特例措置を実施することで、本市が豊富な若手IT人材を輩出する都市としてIT関連企業の誘致及び集積促進に大いに寄与することが期待されるほか、現在、ITを十分に活用できていない、あるいは大手関連企業の「下請け的な」受注に甘んじている地元企業についても、人材確保のしやすさや進出企業とのネットワーク形成を深める中で、「元請け的な」企業への転換などの好ましい影響を与えることも考えられる。

このように、本計画の実現は、地元IT関連産業の活性化及び今後のIT人材の育成を図るために欠くことのできないものであり、本市の社会的安定と経済的発展に多くの成果をもたらすものである。

## 8 特定事業の名称

1132(1144、1146) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する  
講座開設事業

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

新潟市では特定事業に関連する事業として、以下のような情報化施策等を推進している。

### (1) 新潟市情報通信技術活用推進計画の施策推進

当該特例措置を活用して「情報通信技術活用のための基盤整備」という地域の課題を人材面で克服することにより、IT人材養成の充実・強化が図られることから、「新潟市情報通信技術活用推進計画」の施策である、①「市民の利便性の向上」の実現に向けて実施する施策②「市民の安心感の向上」の実現に向け実施する施策③「市民の充実感の向上」の実現に向け実施する施策④「にぎわいと活力の向上」の実現に向け実施する施策⑤「情報通信技術活用環境の向上」の実現に向け実施する施策——の推進に寄与することが期待される。

### (2) 情報系産業を振興するための各種施策の進展

若年IT人材を多数輩出することにより、IT関連産業においては、ITスキルを持つ人材確保が容易となり、企業の競争力が高められ、市内の情報処理需要に対応できるため、産業の情報化やIT関連産業の集積が一層促進される。これらは、本市で行っている中心市街地へのIT関連企業の立地促進を図る「新潟市情報通信関連産業立地促進事業補助金」、「情報系ベンチャー支援事業」や情報系ベンチャー企業の育成を目的としたインキュベーション施設「にいがたe起業館」の運営、さらにIT関連企業を含む市内中小企業の技術開発を支援する「産業活性化研究開発補助金」などとの相乗効果が期待される。また、本特例を活用し輩出される人材は、農業分野へのIT技術の活用など本市のポテンシャルを活かした地域産業の高度化・活性化に寄与するものと考えられる。

別紙

## 1 特定事業の名称

番号 1132(1144、1146)

名称 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

## 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

### (1) 講座の開設者

学校法人 新潟総合学院

新潟コンピュータ専門学校(新潟市米山3-1-53)

### (2) 修了認定に係る試験の提供者

株式会社サーティファイ(東京都中央区京橋3-3-14 京橋AKビル)

## 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

認定を受けた日

## 4 特定事業の内容

### (1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

#### ① 新潟コンピュータ専門学校 基本情報処理技術者講座

(サーティファイ併用コース) 添付書類(資料5)に記載のとおり。

当該講座の運営にあたって、履修計画の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

### (2) 修了認定の基準

① 民間資格を取得するための試験である「情報処理技術者能力認定試験(2級)」を受験し、これに合格することによって認定される「情報処理技術者能力認定試験(2級)」資格を取得すること。もしくは、「情報処理技術者能力認定試験(2級 第一部)」を受験し、これに合格すること。

② 前号に該当する者で、平成18年4月から実施されている基本情報処理技術者講座を履修している者にあつては、基本情報処理技術者講座(サーティファイ併用コース)の履修項目と重なっている項目のうち、履修済みの項目については履修したものとみなし、未履修項目のみを当該講座において履修することにより前号と同等の資格を与える。

③ 前①・②号に加え、各校が定める出席率を満たして出席した受講生について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。有資格者に対し当該試験を実施し、株式会社サーティファイ(独立行政法人情報処理推進機構(IPA))が提供する問題を利用する場合は、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

(各校が定める出席率)

新潟コンピュータ専門学校 当該講座の5分の4以上

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

修了認定に係る試験の問題は、株式会社サーティファイが統一して作成したもののうち、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の審査を受け、適切であるものと認められたもの、または、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が提供する問題を利用する。

修了認定に係る試験の会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が特別区域内に指定した施設とする。

修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置を受けようとする者の指定した者が、これを行う。告示で定めるところにより、講座の修了を認められた者の氏名、生年月日及び試験の結果と当該民間資格の取得を証する写しと併せて、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に通知するものとする。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称 「情報処理技術者能力認定試験（2級）」

試験科目 「情報処理技術者能力認定試験（2級 第1部）」

試験項目 以下のとおり

出題内容	
テクノロジ系	1 基礎理論
	1 基礎理論
	基数変換，データ表現，演算と精度，論理演算など
	確率と統計，数値解析，数式処理，グラフ理論など
	符号理論，述語論理，オートマトン，計算量など
	伝送理論（伝送路，変調方式，誤り検出・訂正など）
	2 アルゴリズムとプログラミング
	データ構造（スタックとキュー，2分木，リストなど）
	流れ図の理解，アルゴリズム（整列，探索，併合など）
	プログラム構造，データ型など
	プログラム言語（種類と特徴など）
	2 コンピュータシステム
	3 コンピュータ構成要素
	コンピュータの構成，動作原理，プロセッサなど
	主記憶，キャッシュメモリ，半導体メモリなど
	補助記憶装置や媒体（種類と特徴，性能計算など）
	入出力インタフェース（種類と特徴など）
	入出力装置（種類と特徴，性能計算など）
	4 システム構成要素
	システムの利用形態，システム構成など
クライアントサーバシステム，RAID など	
システムの性能，信頼性，経済性など	
5 ソフトウェア	
オペレーティングシステム（タスク管理，記憶管理など）	

		ミドルウェア (API, ライブラリ, シェルなど)
		ファイルシステム (ディレクトリ, ファイル編成など)
		言語処理ツール (コンパイラ, リンカ, ローダなど)
		CASE, エミュレータ, シミュレータなど
	6	ハードウェア
		基本論理回路, 組合せ回路など
	3	技術要素
	7	ヒューマンインタフェース
		GUI, 帳票設計, 画面設計, コード設計など
	8	マルチメディア
		オーサリングツール, JPEG, MPEG など
	9	データベース
		データベースのモデル, DBMS など
		データ分析, データベースの設計, データの正規化など
		データ操作, SQL など
		排他制御, 障害回復, トランザクション管理など
		データウェアハウス, データマイニングなど
	10	ネットワーク
		インターネット (各種プロトコル, IP アドレスなど)
		LAN と WAN (トポロジ, 回線, DSU, モデムなど)
		LAN のアクセス制御方式, LAN 間接続装置など
		OSI 基本参照モデル, HDLC, ネットワーク性能など
		ADSL, FTTH, CATV 回線, イントラネットなど
	11	セキュリティ
		暗号技術, 認証技術, 利用者確認など
		ウイルスの種類と特徴, ウイルス対策など
		不正アクセス, 不正侵入, 不正行為の種類と対策など
	4	開発技術
	12	システム開発技術
		業務分析と要件定義 (DFD, E-R 図, UML など)
		モジュール分割と独立性, オブジェクト指向など
		構造化プログラミング, コーディングなど
		テスト手法, レビュー手法, デバッグツールなど
	13	ソフトウェア開発管理技術
		ソフトウェア開発手法 (スパイラルモデルなど)
		SLCR, リバースエンジニアリングなど
マネジメント系	5	プロジェクトマネジメント
	14	プロジェクトマネジメント
		コスト見積り (ファンクションポイント法など)
		日程計画 (アローダイアグラムなど)
		進捗管理, 品質管理, コスト管理など
	6	サービスマネジメント
	15	サービスマネジメント
		ITIL (サービスサポート, サービスデリバリーなど)
		コンピュータの運用・管理, システム移行など
ストラテジ系	7	システム戦略
	17	システム戦略
		業務プロセス (業務改善, BPR, SFA など)
	8	経営戦略
	19	経営戦略マネジメント

		経営戦略手法（コアコンピタンス，PPM など）
		マーケティング理論，マーケティング手法など
		経営管理システム（CRM，SCM，ERP など）
	21	ビジネスインダストリ
		ビジネスシステム（POS システム，EOS など）
		エンジニアリングシステム（CAD，CAM，MRP など）
		e-ビジネス（EC，EDI，RFID など）
	9	企業と法務
	22	企業活動
		経営組織（事業部制組織，CIO など）
		ヒューマンリソース（OJT，CDP，MBO など）
		経営管理と問題発見技法（PDCA，KJ 法など）
		OR・IE（線形計画法，品質管理，在庫問題など）
		会計・財務（財務会計，管理会計，リースなど）
	23	法務
		知的財産権（著作権，産業財産権など）
		ガイドライン（ソフトウェア管理ガイドラインなど）
		標準化団体（JIS，ISO，IEEE など）
		各種コード（文字コード，QR コード，ISBN コードなど）
		補助単位（T，G，M，k，ミリ，マイクロ，ナノ，ピコ）

## 5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該講座の修了を認められた者が、講座の修了を認められた日から1年以内に、基本情報技術者試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち、第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的基础知識を免除するものである。